

課題に対する各会派の意見について

No. 1	第15条（区長等による政策等の形成過程の説明）	提出者：共産党
提出者の 解決策	執行部の協力が前提ではあるが、議会での十分な審議のためにはさらなる情報提供を求める必要がある。	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	一部 賛成	さらなる情報提供を求める点については同意するものの、提供の仕方の運用や手法には議論が必要なことから一部賛成とします。
公明党	反対	重要な影響を与える政策・計画・条例・事業等は基本的に委員会説明資料をもとに報告されている。知りたい情報は議員ごとに異なる。委員会で十分な質疑の時間を取っており、資料要求により情報提供を求めることも可能であるため、更なる情報提供は必要ない。
共産党 (提出者)	賛成	—
民主クラブ	一部 賛成	基本的に議会での審議に必要な情報提供はなされていると考えるが、他区の事例や動向などさらに情報があれば議論が深まると思われる。

No. 2	第 17 条（危機管理）	提出者：自民党
提出者の 解決策	大規模感染症を含む災害時、情報の共有化のための情報公開の重要性はある一方で、災害発生時には、執行機関の実務に特に配慮を求める条項も追記し、議員間での認識を高める必要がある。	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党 (提出者)	賛成	各議員が板橋区議会災害対応方針について理解し、配慮の必要性についてより強く認識する必要がある。 そのため、「執行機関から適切な情報提供を受けることを前提としたうえで、議員個人からの意見や問い合わせは原則会派で精査・集約するなど、対応にあたる所管課に充分配慮をすることとする」という文言を追記する。追記する先については、①条文②逐条解説③申合せ事項、を想定する。
公明党	反対	行政に配慮や協力をすべきと考えるが、議員が情報をスムーズに得られるようにすることも大切である。これまでの反省をふまえ板橋区議会災害対応方針の見直しや追記する議論をすべきである。
共産党	反対	執行機関の実務への配慮は否定しないが、条項を追記する必要はない。
民主クラブ	反対	現状の対応でも十分に対応可能であると考えられる。

No. 3	第 17 条（危機管理）	提出者：自民党
提出者の 解決策	コロナ禍の議会対応において、議会基本条例に追加すべき条項目がないか、さらに検討をする必要がある。	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党 (提出者)	賛成	基本的な問題意識は No. 2 と同じであるとした。 条項の設定にこだわらず、危機管理の在り方の改善に繋げる事を目的として No. 2 に挙げた内容に集約する。
公明党	一部 賛成	板橋区議会災害対応方針の見直しを検討すべきである。
共産党	反対	議会基本条例は区議会における基本原則を定めるものであり、特例的な条項については、別途規則等で定めるべきである。
民主クラブ	一部 賛成	必要があれば、議会基本条例の再点検をするべき 例：議会通年開催の検討など

No. 4	第 17 条（危機管理）	提出者：区議会事務局
提出者の 解決策	災害時等における議会から執行機関への質問や意見・要望について、会派内や議会での集約化のルールづくりが必要である。	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	賛成	No. 2 と内容が同じであるため同じ扱いで考える。
公明党	一部 賛成	現行のルールを整理し、現状の把握をしたうえで課題抽出すべきである。
共産党	一部 賛成	新型コロナに関する議会への情報提供が適切だったかどうか、まずは検討すべきである。
民主クラブ	反対	現状の対応でも十分に対応可能であると考えられる。

No.5	第4条（議員の活動原則）第2項	提出者：区議会事務局
提出者の 解決策	議会基本条例の規定を踏まえ、請願・陳情の審査方法に関する申し合わせについて、議員自らが調査すべき内容（周知の事実）や、理事者に対して質疑ができる内容（請願・陳情を採択したときの執行上の問題や財政負担等）を具体的に定めるなど、改めてルールを整備する必要がある。	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	賛成	各議員が改めて第4条について認識を高める必要がある。条例改正の必要性はないと考えるが、改めて申合せ（平成8年2月8日議会運営委員会決定「委員会における委員間討論の運用について」）について各議員が理解して、議会運営にあたる必要がある。
公明党	賛成	請願・陳情は議会に結論を求めているので、各会派の意見を言うのが筋である。理事者には確認のみであり、理事者に意見を求めたり、提案することは筋違いである。また、委員長がしっかり運営をすべきと考える。会期不継続の原則からその定例会で結論を議会が出すべきものである。継続審議はあくまでも特例であって、ずっと継続審議にすべきものでなく、結論を速やかに出すのが原則である。
共産党	反対	議員の質問権に対する越権と考える。現状において「理事者の見解を求める質疑は節度をもって行う」とあり、この限りである。示されている解決策は、質問を制限するものであり、賛成できない。
民主クラブ	反対	審査に必要な質疑を行っており、現行のままで問題ないと考える。

No. 6	第 18 条（委員間討論）	提出者：区議会事務局
提出者の 解決策	<p>第 18 条に規定する委員相互間の討論が十分に尽くされるよう、委員間討論を行う際のルール（事前申し出制度の導入や論点整理等）を整備するなど、運用の見直しが必要である。</p> <p>【補足】 この解決策の可否だけではなく、どうすれば活発な委員間討論が行われるのか、あるいは委員間討論の支障になっていることは何かあるのかなど、広くご意見をお願いいたします。</p>	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	賛成	各議員が改めて認識を高める必要がある。 条例改正の必要性はないと考えるが、改めて申合せ（平成 26 年 10 月 3 日議会運営委員会決定「議案審査における委員間討論について」）について各議員が理解して、議会運営にあたる必要がある。
公明党	賛成	委員間討論が積極的に用いられているとはいいいにくい。「質疑並びに委員間討論…」ではなく、先に質疑を聞き、その次に「委員間討論のある方」と聞いていく運用改正が必要である。請願・陳情は議会の結論を求めているので、委員間討論なし、意見を言えばよい。
共産党	賛成	委員間討論を活発に行うための見直しは必要である。
民主クラブ	一部 賛成	必要な場合、委員間討論は行われているが、例えば他地域の事例では、質疑と委員間討論の時間を分けている自治体も存在する。そういった事例を研究してはどうか。

No. 7	第 21 条（議会図書室）	提出者：区議会事務局
提出者の 解決策	<p>購入した書籍については、定例会ごとに発行している議会情報誌「ムーブ」により議員に周知している（各会派控室に1冊）ところであるが、メールマガジン形式に変更し、全議員あてに周知するとともに、掲載内容を充実させるなどの改善を図る。</p> <p>【補足】 この解決策の可否だけではなく、議会図書室の充実に向けて広くご意見をお願いいたします。</p>	

<解決策について>

	会派の 考え	理由・代替案等
自民党	賛成	定例会ごとに、メールで図書情報を頂けると活用しやすい。入り口付近に掲示頂いている新着図書情報は参考になるため、定期的にメールでお知らせを頂きたい。
公明党	賛成	レイアウトやスペースの拡大など改善が必要であり、検索機能が充実しているデジタル化を進めるよう改善を図るべき。また、新着図書情報などをメールで配信すべきである。
共産党	一部 賛成	新規購入図書のお知らせをメール及び掲示で周知して欲しい。
民主クラブ	賛成	様々な方法を通じて、議会図書室の充実を図っていただきたい。 例：webでの周知、調査事項一覧のデジタル化など